

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20221004	三次交通有限会社(法人番号 4240002030406) 代表 者立花律雄	広島県三次市十日市中2 丁目12番地51号	本社	広島県三次市十日市中三 丁目6番1号	文書警告及び輸送施設 の使用停止(80日車)	道路運送法27条第3項	令和3年11月18日及び同年12月27日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	8	8